

令和6年度社会福祉法人 指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人さとに会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年11月28日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	貴法人では「事業計画書及び収支予算書の承認」は評議員会の決議事項とされているが、評議員会で決議されていないので、評議員会で適切に決議すること。(定款第13条、定款施行細則第13条、別表1の1)	現在の当法人の定款では「事業計画書及び収支予算書の承認」は評議員会の決議事項としているため、今後評議員会で決議を行います。
2	評議員の選任に当たり、資格要件等を確認するため履歴書を提出させているが、一部の評議員について履歴書が見当たらないので、提出してもらい、資格要件等を確認すること。(社会福祉法第40条)	令和7年度は全役員の改選時期であり、候補者名簿と併せて履歴書を令和7年の定時評議員会までに最新の情報に更新する。